



## 副業をしている人はご確認ください

(※)給与を2か所以上から受けている／給与以外に不動産や株などの収入がある等



# 令和8年度より給与や所得が複数ある場合の住民税徴収方法の対応が変更となります

## 給与を2か所以上から受けている人

→ 特別徴収になります

### ●令和7年度住民税（令和6年分確定申告）まで

確定申告書の第二表「○住民税に関する事項」の「給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄において、「特別徴収」／「自分で納付」いずれかを選択可能でした。

### ●令和8年度住民税（令和7年分確定申告）以降

確定申告書の第二表「○住民税に関する事項」の「給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄にて「自分で納付」を選択した場合でも、副業などの給与から生じる住民税についてはすべて主たる給与の事業者（特別徴収義務者）から特別徴収となります。

<確定申告書の第二表「○住民税に関する事項」のイメージ>

### ○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金所得に係る住民税の徴収方法	外の特別徴収義務者
	円	円	円	円	特別徴収	
					○	○

### 変更の経緯

令和7年度までは、副業していることを主たる給与の事業者（特別徴収義務者）に知られたくないなどの希望により、副業分の給与に対する税額を普通徴収（ご自身での納付）にする取扱いをしていましたが、以下の理由により、取扱いを変更します。

### ●自治体情報システムの標準化の移行に伴い法令に則った対応が必要となるため

地方税法第321条の3において、「前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする」と規定されており、国が全国的に行う自治体情報システムの標準化に伴い、法令に則った対応が必要となるため。

### ●住民税額以外の情報が主たる給与の事業者（特別徴収義務者）に知られることがないため

主たる給与の事業者（特別徴収義務者）には、「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」の税額通知書を送付します。「特別徴収義務者用」の税額通知書は、給与から差し引く税額のみが記載され、所得や控除の内訳は記載されません。「納税義務者用」の税額通知書は、所得や控除の内訳が記載されますが、通知書は圧着されており、住民税額以外の情報（総所得金額や控除金額など）を他者に知られることはありません。

「自分で納付」に○をしても  
特別徴収になります

# 給与に加え、給与・公的年金等以外の所得<sup>(※)</sup>がある人

→ 事業所得等を普通徴収で納付の場合は「自分で納付」を選択してください。

(※) 事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得、一時所得、譲渡所得など

給与・公的年金等以外の所得に係る税額の徴収方法は、確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の「給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄もしくは特別区民税・都民税申告書の「納付方法」欄で希望する納付方法を選択してください。

## ●特別徴収（給与から差し引き）を選択した場合

勤務先の給与から差し引きできる場合は、年税額のすべてが特別徴収となります。

勤務先の給与から差し引きできない場合（給与額が少ない・給与の支払いが不定期等）は普通徴収となります。  
※65歳以上の方の公的年金等の所得に係る税額を除く

## ●普通徴収（自分で納付）を選択した場合

給与からの特別徴収の有無に係わらず、給与・公的年金以外の所得に係る税額は普通徴収となります。

## ●徴収方法を選択しない場合

令和7年度までは普通徴収としていましたが、令和8年度以降は特別徴収となります。

### ○住民税・事業税に関する事項

住民税	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法					
	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特別徴収	自分で納付
	円	円	円	円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

### ○特別区民税・都民税申告書の「納付方法」欄のイメージ

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納付方法 (5)

給与から差引き(特別徴収) (1)  自分で納付(普通徴収) (2)

ここに○をしないと  
特別徴収になります

ここに□をしないと  
特別徴収になります

## 変更の経緯

### ●自治体情報システムの標準化の移行に伴い法令に則った対応が必要となるため

地方税法第321条の3第2項及び渋谷区特別区税条例第32条第2項にて、給与以外の所得に係る税額は給与所得に係わる税額に合算して特別徴収とする（申告書にて普通徴収を希望する旨が無い限り）旨が規定されており、国が全国的に行う自治体情報システムの標準化に伴い、法令に則った対応が必要となるため。

### ●住民税額以外の情報が主たる給与の事業者（特別徴収義務者）に知られることがないため（前ページ参照）

問い合わせ 渋谷区 税務課 課税第一係・第二係（☎03-3463-1719/03-3463-1726）